

第162期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面非記載事項)

■事業報告

- ・ 当社グループの現況に関する事項
 - 主要な事業拠点
 - 従業員の状況
- ・ 会社役員に関する事項
 - 責任限定契約の内容の概要
 - 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
- ・ 会計監査人の状況
- ・ 業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針及び当該体制の運用状況の概要

■連結計算書類

- 連結株主資本等変動計算書
- 連結注記表

■計算書類

- 貸借対照表
- 損益計算書
- 株主資本等変動計算書
- 個別注記表

■監査報告書

- 計算書類に係る会計監査報告

株式会社明電舎

主要な事業拠点 (2026年3月31日現在)

本 社	東京都品川区大崎二丁目1番1号		
営業拠点	関西支社 (大阪市)	中部支社 (名古屋市)	
	九州支店 (福岡市)	北海道支店 (札幌市)	東北支店 (仙台市)
	北陸支店 (石川県金沢市)	中国支店 (広島市)	四国支店 (香川県高松市)

製造・ 開発拠点	太田事業所 (群馬県太田市)	沼津事業所 (静岡県沼津市)
	名古屋事業所 (愛知県清須市)	総合研究所 (東京都品川区)
	甲府明電舎 (山梨県中央市)	

海外拠点	MEIDEN SINGAPORE PTE. LTD. (シンガポール)
	THAI MEIDENSHA CO., LTD. (タイ)
	MEIDEN T&D (INDIA) LIMITED (インド)
	TRIDELTA MEIDENSHA GmbH (ドイツ)
	MEIDEN AMERICA, INC. (米国)
	MEIDEN (HANGZHOU) DRIVE TECHNOLOGY CO., LTD. (中国)
	MEIDEN HANGZHOU DRIVE SYSTEMS CO., LTD. (中国)



(注) 主要な国内関係会社の所在地は、
「(6) 重要な関係会社の状況」に記載のとおりです。



従業員の状況 (2026年3月31日現在)

事業セグメント	従業員数	前期末比増減
電力インフラ事業セグメント	2,474名	143名増
社会システム事業セグメント	2,558名	17名増
産業電子モビリティ事業セグメント	1,287名	増減なし
フィールドエンジニアリング事業セグメント	1,887名	27名増
不動産事業セグメント	—	—
その他セグメント	619名	17名減
全社（管理部門）	1,257名	26名増
合 計	10,082名	196名増

責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査等委員である取締役と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額です。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2012年7月以降の当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者としています。保険料は当社が全額負担しています。

被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしていますが、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称等 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	101百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	122百万円

- (注) 1. 当社の重要な子会社のうち、MEIDEN SINGAPORE PTE. LTD.、THAI MEIDENSHA CO., LTD.ほか16社は当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含みます。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含みます。）の規定によるものに限ります。）を受けています。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しています。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）であるCSRレポートの高度化支援に関する業務等の対価を支払っています。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ報告を受け、監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積の算出根拠等を確認し、検討の結果、当事業年度の会計監査人の報酬は適切であると判断し同意しました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状態にあり、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

このほか、監査等委員会は、当該会計監査人が監督官庁から監査業務停止処分を受けるなど、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定します。

業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針及び当該体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制について、2022年7月28日開催の取締役会にて改定決議を行いました。その決定内容の概要は以下のとおりです。

- ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 取締役会は、取締役会規則に従って会社の重要な業務の執行を決定するとともに、非業務執行取締役が参加することにより、業務執行取締役及び執行役員の職務執行に対する監視・監督機能を確保する。
 - 取締役である執行役員社長（以下、「社長」という。）は、取締役会に業務執行状況の報告を行うとともに、経営に影響する重要事項については取締役会の審議に付すものとする。
 - 取締役会は、法令違反行為等の防止や通報の適正な仕組みを議論し、コンプライアンス推進規程及び公益通報者保護規程に基づく不正行為等の防止、早期発見及び是正状況の監視を行う。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 取締役会資料及び議事録は取締役会規則に、常務会資料及び議事録は常務会規程に従い、各々の事務局が保存及び管理する。
 - 情報資産に関するセキュリティの確保、災害・事故・犯罪・過失・サイバーリスクからの保護に関しては、関係する各部門が情報セキュリティ管理規程に従った手順書類の保存や管理を実施する。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - 社長は、内外の環境変化がもたらす経営上の主要な損失の危険を総合的に管理するため、リスクマネジメント基本規程を定めてグループ各社が重要な事業リスクを早期に抽出・評価し、必要な統制活動を実施する体制を整備するとともに、リスクマネジメント委員会を設置してグループ全体の事業リスクを総合的に管理する体制を構築する。
 - 社長は、発生のコントロールが難しい自然災害・地政学リスク、金融不安等のクライシスに備えるため、社長を委員長とするBCM委員会により最適手段を講じられる体制を構築する。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 取締役会は、執行役員制により「経営の意思決定及び監督機能」と「業務執行機能」を分離し、業務執行については業務執行取締役と執行役員が効率的に行う。
 - 社長は、業務執行に係る意思決定の基準と手続きを明確化し効率的に行うため、決裁規程及び常務会規程を整備し、その運用について業務権限を委任した各執行役員に指示するとともに、業務執行に係る月次報告書の提出を求める。
- ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 役付執行役員を委員長として設置するコンプライアンス委員会は、コンプライアンスに基づく企業行動の重要方針を審議・立案するとともに、当該方針を各職場に徹底させるため、コンプライアンスマネージャを各職場に配置する。
 - コンプライアンス委員会事務局である法務・コンプライアンス部門は、遵法教育を継続的に実施するとともに、コンプライアンス・ホットライン及び社外の公益通報窓口を活用することにより、違法行為や不適切な行為を早期に発見し、適宜顧問弁護士を活用して適切かつ必要な措置を講じられるようにする。
 - 内部監査部門は、内部監査規程に基づき、使用人の職務の執行状況を定期的に監査し、その監査結果を社長及び常務会・取締役会に報告する。
- ⑥当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 社長は、経営企画部門、内部統制推進部門を中心として事業部門、営業部門、管理部門、統括会社と連携した企業集団の業務の適正を確保するための体制を構築する。
 - 内部統制推進部門は、リスクマネジメント委員会、グループ会社内部統制委員会等の内部統制関連組織の事務局として、国内外明電グループのリスクマネジメント、コンプライアンス等の内部統制強化を推進する。
 - 社長は、子会社毎に配置した役付執行役員及び主要な子会社に派遣した非常勤役員によって子会社の業務執行を監督する。また主要な国内外の子会社には、非常勤監査役を派遣し監査する。
- ⑦監査等委員会の職務を補助する使用人に関する事項
 - 社長は、監査等委員会の職務を補助するための専任部署を置く。
 - 監査等委員会は、専任部署の使用人に関して、業務執行者からの独立性を確保する。

業務の適正を確保するための体制の整備に関する基本方針及び当該体制の運用状況の概要

⑧ 監査等委員会への報告に関する体制

- 監査等委員である取締役を除く当社及び子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当該事実を直ちに監査等委員会に報告する。
- 監査等委員会に報告した者に対して、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いを行うことを社内規程等において禁止する。

⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- 監査等委員会が職務の執行のために請求した費用等については、それが当該監査等委員の職務の執行のために必要がないことを証明した場合を除き、速やかにかつ適切に処理する。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 監査等委員会は、業務執行取締役及び執行役員等との意見交換を適宜行い、経営上の重要情報を監査等委員会が知得できる体制を充実させる。
- 監査等委員会及び内部監査部門は、会計監査人と三者相互の意思疎通及び情報の交換がなされるように努める。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①コンプライアンスに関する取組み

定例的な活動として、明電グループ全体に向けたコンプライアンス研修を実施しているほか、コンプライアンスマネージャ向け研修、官公庁営業向け研修、各階層別研修におけるコンプライアンス研修及び外部弁護士による役員向けの企業不祥事への対応に関する研修を実施しました。海外子会社については、地域統括会社から管轄する現地法人向けにコンプライアンス教育を継続的に実施しています。

また、明電グループサステナブル調達ガイドライン及び明電グループ人権方針に基づき、取引先における人権・労働に関するアセスメント調査を実施して現状を把握するとともに、改善に向けた対策の検討を進めました。

さらに、社内規程の管理強化のために、規程管理規則を改定し基本方針を明確にするとともに、システムを用いて規程全体の体系化や見える化、法令改正に基づく改定を推進し、利用しやすいものにする事で社内規程の周知運用の徹底を図る仕組みを構築しました。

コンプライアンス教育や規程整備を通じて、不正の未然防止や早期発見を重視した風土醸成を図っており、内部通報や相談制度が実際に活用されるなど、内部統制が現場レベルでも機能するよう取り組みました。

②リスクマネジメントに関する取組み

部門別リスクマネジメント（CSA）の推進とグループ全体の重要リスクマネジメント（ERM）を通じて、当社の事業活動におけるリスクを網羅的に把握するとともに、経営上重要なリスクについては経営層が主体的に評価・コントロールを行う仕組みを整備しています。2025年度より、重要リスクを審議するリスクマネジメント委員会につき役付執行役員を委員とする構成に改め、グループの重要リスクについて経営レベルでの審議を行うことで、リスク選定の十全性及びリスク対応の実効性向上を図りました。

また、外部講師による役員研修を実施し、経営者としてのリスク感度を高めるために持つべき視点・留意すべき事項について改めて徹底を図りました。

2025年度の全社災害対策本部訓練では、内閣府による南海トラフ巨大地震の被害想定が更新されたことを受け、改めて当該地震による初動を想定した訓練を行ったほか、新たにサイバーインシデント対応のワークショップを全社レベルで実施しました。

③子会社管理に関する取組み

グループ会社内部統制委員会を年2回開催し、リスクマネジメント委員会で審議した当社グループとしての重要なトップリスクや各社のリスクマネジメント進捗状況を、国内子会社に対して共有しています。2025年度は明電グループで会社経営をしていくにあたっての心構えや留意点を体系的に整理した指針を国内外の関係会社へ展開するとともに、将来の幹部候補となる人財のグループ会社の取締役・監査役への積極的な登用を推進しています。これらを通じて、グループ全体における内部統制水準の底上げを進めています。

また、当社グループ全体の内部統制の強化を推進するため、海外子会社4社を現地訪問してガバナンス及びリスクマネジメント強化の重要性と課題に関する共通認識を醸成するとともに、国内子会社5社、海外子会社6社に対して内部監査を実施し、内部統制の整備状況及び運用状況を確認しました。

④取締役の職務執行に関する取組み

2022年6月以降、取締役会構成において非業務執行取締役である社外取締役を過半数とし、取締役会の監視・監督機能の強化を図っています。取締役会では、常務会等の重要会議体の審議状況が報告されるとともに、中期経営計画の進捗状況が定期的に報告されています。また、事業戦略、全社横断戦略等の経営戦略について、方針が固まる前の段階から取締役に審議するオンサイトミーティングでの議論を経て執行側が検討した方針を取締役会において審議しています。

取締役会の会日3営業日前を目安に社外取締役事前説明会を開催し、執行役員副社長が出席して業務執行状況全般を説明するとともに、重要な付議事項は担当の執行役員から説明を行うことで、取締役会当日の審議の実効性向上を図っています。さらに、取締役会の監視・監督機能の前提となる社外取締役への情報提供を強化すべく、重要な業務執行にかかる会議体、委員会の資料、議事録を社外取締役に共有しています。

2025年度の取締役会及びオンサイトミーティングのアジェンダについては、取締役会実効性評価アンケートにおける意見も踏まえ、毎月の定時取締役会において運営協議事項として議論すべき経営課題とテーマを確認しました。

また、監査等委員会による職務執行監査を踏まえた提言を契機に、執行と監督の分離、役付執行役員の権限と責任を整理する目的で役員制度の見直しについて取締役会及びオンサイトミーティングで議論を重ね、役付執行役員は会社の方向性を全社目線・長期目線で決定し業務執行の最終責任を持つ経営者であり、執行役員は役付執行役員からの委任を受けて連帯責任のもと特定の事業又は機能を執行する者であると整理して、執行役員制度の一部を改定しました。

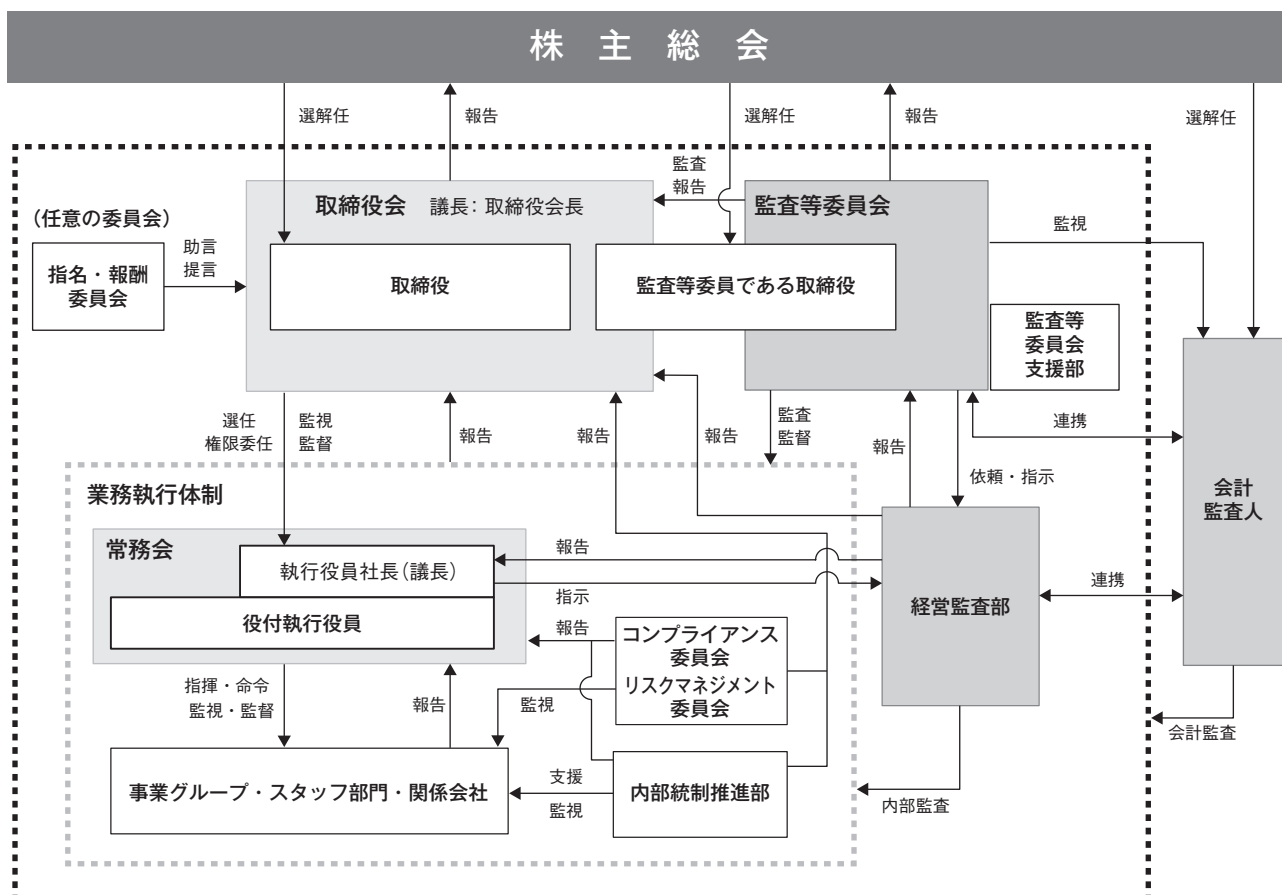
⑤監査等委員会監査の実効性向上に関する取組み

監査等委員会は、監査等委員会監査等実施基準に則り、執行側に対して独立性を確保し職務を行っており、その活動状況及び計画について取締役会で定期的に報告しています。

常勤監査等委員の重要会議への出席や代表取締役との定例的な意見交換会の開催等、監査等委員会が経営上の重要情報を知得できる体制を構築し、監査の実効性確保・向上に向けた取組みを行っています。加えて、業務執行役員への職務執行監査に社外監査等委員も同席し、監査機能の強化を図りました。

また、常勤監査等委員及び子会社の常任監査役にて情報共有を行う明電グループ監査等委員・監査役連絡会を開催し、グループとしての監査の実効性が確保できるように努めています。

【ご参考】 当社のコーポレートガバナンス体制図



連結株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	17,070	10,226	93,273	△202	120,367
当期変動額					
剰余金の配当			△6,124		△6,124
親会社株主に帰属する 当期純利益			23,625		23,625
自己株式の取得				△8	△8
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動		△86			△86
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	△86	17,500	△8	17,406
当期末残高	17,070	10,140	110,774	△210	137,774

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	11,081	7,441	△112	18,409	3,435	142,212
当期変動額						
剰余金の配当						△6,124
親会社株主に帰属する 当期純利益						23,625
自己株式の取得						△8
非支配株主との取引に 係る親会社の持分変動						△86
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	9,399	3,369	5,936	18,705	206	18,912
当期変動額合計	9,399	3,369	5,936	18,705	206	36,318
当期末残高	20,480	10,810	5,823	37,114	3,642	178,531

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

・連結子会社の数	40社
・主要な連結子会社の名称	株式会社明電エンジニアリング 株式会社甲府明電舎 明電プラントシステムズ株式会社

当連結会計年度において、レアテック株式会社の株式を取得したことに伴い連結の範囲に含めております。また、SHANGHAI MEIDENSHA CHANGCHENG SWITCHGEAR CO., LTD.は、清算が終了したため、連結の範囲から除外しております。

・非連結子会社の数	4社
・主要な非連結子会社の名称	MEIDEN INDIA PRIVATE LIMITED 非連結子会社はいずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていません。

(2) 持分法の適用に関する事項

・持分法適用の非連結子会社及び 関連会社数	該当なし
--------------------------	------

・持分法を適用していない非連結 子会社及び関連会社の数	7社
・主要な会社等の名称	MEIDEN INDIA PRIVATE LIMITED 持分法を適用していない非連結子会社（4社）及び関連会社（3社）につきましては、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資につきましては、持分法を適用せず原価法により評価しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、MEIDENSHA (SHANGHAI) CORPORATE MANAGEMENT CO., LTD.、MEIDEN ZHENGZHOU ELECTRIC CO., LTD.、MEIDEN HANGZHOU DRIVE SYSTEMS CO., LTD.、MEIDEN (HANGZHOU) DRIVE TECHNOLOGY CO., LTD. の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
その他有価証券	
市場価格のない株式等以外 のもの	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

デリバティブ	時価法
--------	-----

棚卸資産

製品・半製品・仕掛品	主として個別法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
原材料・貯蔵品	主として総平均法による原価法 （貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）	主として定率法 ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、当社の不動産事業部門（東京・大崎）の建物附属設備、構築物及び機械装置並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、定額法を採用しております。 なお、耐用年数及び残存価額につきましては、主として法人税法に規定する方法と同一の基準を採用しております。
無形固定資産（リース資産を除く）	自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産につきましては、定額法を採用しております。また、顧客関連資産については、効果の及ぶ期間（主として12年）に基づく定額法を採用しております。
リース資産	リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、1契約金額が3百万円以下のリース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 また、在外連結子会社については、国際財務報告基準第16号「リース」（以下「IFRS第16号」という。）を適用しております。IFRS第16号により、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しており、資産計上された使用権資産の減価償却方法は定額法によっております。

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与支給に充てるため、従業員賞与の支給実績を勘案した支給見込額を計上しております。
製品保証引当金	当社及び連結子会社が納入した製品の無償補修費用の支出に備えるため、無償補修費用を個別に見積り算出した額を計上しております。
受注損失引当金	受注契約に係る将来の損失に備えるため、翌連結会計年度以降の損失発生見込額を計上しております。
環境対策引当金	法令に基づいた有害物質の処理など、環境対策に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債の計上基準	退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。
退職給付見込額の期間帰属方法	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法につきましては、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法	過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（12～15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理することとしております。
小規模企業等における簡便法の採用	一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑤重要な収益及び費用の計上基準	<p>当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「8. 収益認識に関する注記」に記載のとおりです。</p>
⑥重要なヘッジ会計の方法 ヘッジ会計の方法	<p>繰延ヘッジ処理によっております。 金利スワップにつきましては、特例処理の要件を満たす場合は、特例処理を採用しております。 また、為替予約が付されている外貨建営業債権債務につきましては、振当処理の要件を満たす場合は、振当処理を採用しております。</p>
ヘッジ手段・ヘッジ対象及びヘッジ方針	<p>借入金の金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を利用しております。 また、外貨建営業債権債務に係る為替相場の変動によるリスクを回避する目的で、為替予約取引を利用しております。 並びに、原材料の調達における相場変動によるリスクを回避する目的で、商品価格スワップ取引を利用しております。</p>
ヘッジ有効性評価の方法	<p>ヘッジ有効性の評価につきましては、原則として、ヘッジ開始時から有効性の判定時点までの期間におけるヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動累計を基礎として行っております。 ただし、特例処理によっている金利スワップ並びに振当処理によっている為替予約につきましては、有効性の評価を省略しております。</p>
⑦のれんの償却方法及び償却期間	<p>のれんの償却方法につきましては、効果の発現する見積期間(主として10年)を償却年数とし、定額法により償却しております。</p>

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

(1) MEIDEN (HANGZHOU) DRIVE TECHNOLOGY CO., LTD.における固定資産の減損損失

①科目名及び当連結会計年度計上額

科目名	金額 (百万円)
有形固定資産	4,563
無形固定資産	0
投資その他の資産	1
減損損失	3,303

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

資金生成単位に減損の兆候があると認められる場合には、減損テストを実施し、減損テストの結果、回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、帳簿価額の減少額は減損損失として認識されます。

中国においてEV用モーター・インバーターの製造及び販売事業を営むMEIDEN(HANGZHOU) DRIVE TECHNOLOGY CO., LTD.は、各国のEV市場の環境変化により開業時の事業計画に比して進捗が遅れていることから、資金生成単位に減損の兆候があると認められていたため、当連結会計年度において減損テストを実施しました。同社は減損テストにおける回収可能価額を使用価値により算定しており、使用価値は、経営者が承認した事業計画を基礎とした将来キャッシュ・フローの見積額を現在価値に割り引くことにより算定しております。当該事業計画は顧客であるEVメーカーからの受注台数見込みを主要な仮定としており、受注台数見込みは各国の政策によって大きく変動を受けます。また、使用価値の測定に用いる割引率の見積りにおいては、計算手法及びインプットデータの選択に当たり、評価に関する高度な専門知識を必要とします。

これらの仮定は将来の環境変化により高い不確実性を伴うため、将来キャッシュ・フローの見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 工事契約に係る収益認識

①科目名及び当連結会計年度計上額

科目名	金額 (百万円)
売上高	76,866
売上原価	56,717

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

工事契約に係る収益のうち、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。

また、工事原価総額の見積りは、工事实行予算を基礎としており、工事实行予算の適切な作成及び適時の見直しに関する判断は工事原価総額の見積りに重要な影響を生じさせる可能性があります。

これらの仮定は工事の進捗等に伴い変動する可能性があるため、その結果として工事契約に係る収益の測定に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じた債権及び契約資産の残高は、それぞれ以下のとおりです。
- | | |
|------|-----------|
| 受取手形 | 1,425百万円 |
| 売掛金 | 80,728百万円 |
| 契約資産 | 39,578百万円 |
- (2) 担保資産及び担保付債務
関係会社の金融機関の借入の担保として投資有価証券1百万円を差し入れております。
- (3) 有形固定資産の減価償却累計額 157,532百万円
- (4) 減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。
- (5) 偶発債務
金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。
MEIDEN INDIA PRIVATE LIMITED 8百万円

4. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額（百万円）
中国	事業用資産	建物及び構築物	980
		機械装置及び運搬具	1,823
		その他	499

当社グループは原則として事業部又は事業所別にグルーピングを行い、子会社については会社単位でグルーピングを行っております。

連結子会社であるMEIDEN (HANGZHOU) DRIVE TECHNOLOGY CO., LTD.において、収益性の低下により、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（3,303百万円）として特別損失に計上しております。なお、減損損失の測定に使用した回収可能価額は使用価値により測定しております。

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
- | | |
|------|-------------|
| 普通株式 | 45,527,540株 |
|------|-------------|
- (2) 配当に関する事項
- ① 配当金支払額
- 2025年6月25日開催の第161期定時株主総会決議による配当に関する事項
- | | |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額 | 3,992百万円 |
| ・1株当たり配当額 | 88円 |
| ・基準日 | 2025年3月31日 |
| ・効力発生日 | 2025年6月26日 |
- 2025年10月30日開催の取締役会決議による配当に関する事項
- | | |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額 | 2,132百万円 |
| ・1株当たり配当額 | 47円 |
| ・基準日 | 2025年9月30日 |
| ・効力発生日 | 2025年12月1日 |
- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
- 2026年6月25日開催の第162期定時株主総会決議において次のとおり決議いたします。
- | | |
|-----------|------------|
| ・配当金の総額 | 4,990百万円 |
| ・1株当たり配当額 | 110円 |
| ・基準日 | 2026年3月31日 |
| ・効力発生日 | 2026年6月26日 |

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用につきましては短期的な預金等に限定し、また、資金調達につきましては銀行借入及びコマーシャル・ペーパーや社債の発行により調達する方針であります。デリバティブは、後述する相場変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建営業債権は、為替相場の変動リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務又は資本提携に関連する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の購入に伴う外貨建のものがあり、為替相場の変動リスクに晒されております。

短期借入金及びコマーシャル・ペーパーは、主に営業取引に係る資金調達であり、社債及び長期借入金は設備投資及び運転資金に係る資金調達であります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されておりますが、その一部は支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引、原材料調達に係る商品価格の変動リスクに対するヘッジを目的とした商品価格スワップ取引であります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権につきましては、与信管理規程に従い、取引先ごとの残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、契約先金融機関の信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建営業債権債務に係る為替相場の変動によるリスクは、為替予約取引を利用してヘッジしております。また、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために変動金利の借入金の一部は金利スワップ取引を利用しております。並びに、原材料調達に係る商品価格の変動を抑制するために、商品価格スワップ取引を利用しております。

投資有価証券につきましては、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

デリバティブ取引につきましては、取引の目的・内容・決裁者等をデリバティブ取引管理規程及び決裁規程に定めており、更に具体的には運用ルール等によって取引及びリスク管理を行っております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、適時に資金繰計画を作成・更新する方法により管理しております。また、資金調達に係る流動性リスクに対応するため、コミットメントライン契約を締結し、リスクを管理しております。

ニ. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額につきましては、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	36,328	36,328	—
長期貸付金 (*1)	41	41	△0
資産計	36,369	36,369	△0
長期借入金 (*1)	32,314	31,810	△503
負債計	32,314	31,810	△503
デリバティブ取引 (*2)	△20	△20	—

(*1) 1年内回収予定の長期貸付金及び1年内返済予定の長期借入金につきましては、「長期貸付金」及び「長期借入金」に含めております。

(*2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注) 1. 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」「短期借入金」「コマーシャル・ペーパー」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短時間で決済される時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額600百万円）は、市場価格がないため、「投資有価証券」には含めておりません。

3. 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当該出資の連結貸借対照表計上額は68百万円であります。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	36,328	—	—	36,328
資産計	36,328	—	—	36,328
デリバティブ取引				
金利関連	—	20	—	20
負債計	—	20	—	20

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	41	—	41
資産計	—	41	—	41
長期借入金	—	31,810	—	31,810
負債計	—	31,810	—	31,810

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金の時価は、同様の新規貸付を行った場合に想定される利率等で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利（金利スワップの特例処理対象を除く）によるものは、短期間で市場金利を反映するため帳簿価額を時価とみなしております。変動金利のうち金利スワップの特例処理対象及び固定金利による長期借入金の時価は、同様の新規借入を行った場合に想定される利率等で割り引いて算定する方法によっており、これらの時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

7. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

当社は東京都及びその他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビルや賃貸商業施設を所有しております。これら賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は次のとおりであります。

(単位：百万円)

用途	連結貸借対照表計上額			期末時価
	期首残高	期中増減額	期末残高	
賃貸等不動産	10,192	△351	9,840	53,336

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 賃貸等不動産の当連結会計年度増減△351百万円の主な減少は、減価償却によるものであります。
3. 期末の時価は、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

また、賃貸等不動産に関する損益は次のとおりであります。

(単位：百万円)

用途	連結損益計算書における金額		
	営業収益	営業原価	営業利益
賃貸等不動産	3,195	1,781	1,413

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント						その他 (注1)	合計
	電力インフラ事業	社会システム事業	産業電子モビリティ事業	フィールドエンジニアリング事業	不動産事業	小計		
売上高								
日本	42,770	75,969	56,733	53,652	—	229,126	3,020	232,146
アジア	32,282	20,583	7,237	601	—	60,703	552	61,256
その他	25,242	49	3,862	247	—	29,402	193	29,596
顧客との契約から生じる収益	100,295	96,602	67,833	54,501	—	319,232	3,766	322,998
その他の収益(注2)	—	—	—	—	3,195	3,195	—	3,195
外部顧客への売上高	100,295	96,602	67,833	54,501	3,195	322,428	3,766	326,194

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、その他の製品販売、従業員の福利厚生サービス、化成製品等を提供する事業等を含んでおります。

2. 「その他の収益」は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益であります。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社は、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：取引価格を契約における別個の履行義務へ配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時点で（又は充足するにつれて）収益を認識する。

収益を認識するにあたっては、当社グループが主な事業としている電力インフラ事業、社会システム事業、産業電子モビリティ事業、フィールドエンジニアリング事業における製品の販売、サービス業務及びその他の販売について、顧客との契約に基づき履行義務を識別しており、通常は下記の時点で当社グループの履行義務を充足すると判断し収益を認識しております。

①製品の販売に係る収益

各事業における据付及び現地での調整作業を伴わない製品・サービスの提供について、製品の引渡し及び役務の提供により履行義務が充足されることから、当該履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

据付及び現地での調整作業を伴う製品・サービスの提供について、製品の引渡しと当該製品の据付及び現地での調整作業を単一の履行義務として識別し、製品の据付及び現地での調整作業が完了した時点で収益を認識しております。

工事契約に係る収益のうち、請負契約等の一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

標準量産品の販売については、国内販売については、主に製品の引渡し時点において顧客に当該製品に対する支配が移転したと判断し、また、輸出販売については、主にインコタームズ等で定められた貿易条件に基づきリスク負担が顧客に移転したと判断し、それぞれ収益を認識しております。

なお、国内の販売においては、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取り扱いを適用し、出荷時から製品等の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。

②サービス及びその他の販売に係る収益

サービス及びその他の販売に係る収益には、主に製品に関連した保守点検・修理修繕・維持管理などの業務に係る収益が含まれ、履行義務が一時点で充足される場合にはサービス提供完了時点において、一定期間にわたり充足される場合にはサービス提供期間にわたり定額で、又は進捗度に応じて収益を認識しております。

収益を認識する金額は、製品又はサービスと交換に権利を得ると見込んでいる対価を反映した金額としております。製品、機器、据付及び保守等の組み合わせを含む複数の要素のある取引契約については、提供された製品・サービス等が単品として独立の価値をもつ場合に、各構成要素を個別の履行義務として取り扱い、各構成要素の独立販売価格の比に基づいて取引価格を配分しております。

また、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後、別途定める支払条件により概ね4か月以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	82,078
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	90,019
契約資産（期首残高）	30,558
契約資産（期末残高）	39,578
契約負債（期首残高）	21,559
契約負債（期末残高）	23,294

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、16,137百万円であります。

契約資産は、顧客との請負契約について期末日時点で完了しているが未請求の履行義務に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。当該財・サービスに関する対価は、契約条件に従い、請求が可能となった時期に請求し、回収予定時期に受領しております。

契約負債は、履行義務が充足する時期に収益を認識する顧客との契約内容について、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（例えば、取引価格の変動）の額に重要性はありません。

② 残存履行義務

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度
1年以内	230,762
1年超2年以内	95,186
2年超	85,983
合計	411,933

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 3,855円25銭

(2) 1株当たり当期純利益 520円78銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	第162期 2026年3月31日現在	科目	第162期 2026年3月31日現在
資産の部		負債の部	
流動資産	150,761	流動負債	102,079
現金及び預金	6,497	支払手形	214
受取手形、売掛金 及び契約資産	90,898	電子記録債務	3,606
電子記録債権	5,059	買掛金	24,447
製品	2,284	短期借入金	6,480
仕掛品	33,473	コマーシャル・ペーパー	5,000
原材料及び貯蔵品	810	未払金	2,313
その他	12,747	未払法人税等	2,680
貸倒引当金	△1,010	契約負債	14,432
固定資産	127,222	預り金	26,366
有形固定資産	54,089	賞与引当金	5,751
建物	28,941	製品保証引当金	2,364
構築物	1,630	受注損失引当金	316
機械及び装置	7,078	その他	8,106
車両運搬具	126	固定負債	62,726
工具、器具及び備品	1,847	長期借入金	22,060
土地	10,687	退職給付引当金	36,352
建設仮勘定	3,777	債務保証損失引当金	1,984
無形固定資産	4,157	環境対策引当金	32
ソフトウェア	3,780	その他	2,297
のれん	288	負債合計	164,806
その他	88	純資産の部	
投資その他の資産	68,975	株主資本	92,689
投資有価証券	36,869	資本金	17,070
関係会社株式	20,946	資本剰余金	9,381
長期貸付金	2,143	資本準備金	5,000
繰延税金資産	6,844	その他資本剰余金	4,381
その他	2,894	利益剰余金	66,506
貸倒引当金	△723	利益準備金	3,296
資産合計	277,984	その他利益剰余金	63,209
		固定資産圧縮積立金	136
		別途積立金	8,263
		繰越利益剰余金	54,809
		自己株式	△268
		評価・換算差額等	20,487
		その他有価証券評価差額金	20,487
		純資産合計	113,177
		負債純資産合計	277,984

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

損益計算書 (自2025年4月1日至2026年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	第162期	
	自2025年4月1日 至2026年3月31日	
売上高		196,960
売上原価		151,047
売上総利益		45,912
販売費及び一般管理費		41,776
営業利益		4,136
営業外収益		
受取利息	131	
受取配当金	14,038	
その他	2,700	16,870
営業外費用		
支払利息	603	
その他	3,958	4,562
経常利益		16,445
特別利益		
固定資産売却益	5,391	
投資有価証券売却益	967	
関係会社清算益	196	6,555
特別損失		
関係会社株式評価損	4,468	
債務保証損失引当金繰入額	1,984	
貸倒引当金繰入額	1,690	8,143
税引前当期純利益		14,857
法人税、住民税及び事業税	1,959	
法人税等調整額	△1,213	745
当期純利益		14,111

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しています。

株主資本等変動計算書 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	17,070	5,000	4,381	9,381	3,296	136	8,263	46,822	58,519
当期変動額									
剰余金の配当								△6,124	△6,124
当期純利益								14,111	14,111
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	—	7,987	7,987
当期末残高	17,070	5,000	4,381	9,381	3,296	136	8,263	54,809	66,506

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△260	84,711	11,087	11,087	95,798
当期変動額					
剰余金の配当		△6,124			△6,124
当期純利益		14,111			14,111
自己株式の取得	△8	△8			△8
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)			9,400	9,400	9,400
当期変動額合計	△8	7,978	9,400	9,400	17,379
当期末残高	△268	92,689	20,487	20,487	113,177

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外
のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②デリバティブ

時価法

③棚卸資産

製品・半製品・仕掛品

個別法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料・貯蔵品

総平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）、当社の不動産事業部門（東京・大崎）の建物附属設備、構築物及び機械装置並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物につきましては、定額法を採用しております。

なお、耐用年数及び残存価額につきましては、法人税法に規定する方法と同一の基準を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法、それ以外の無形固定資産につきましては、定額法を採用しております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、1契約金額が3百万円以下のリース取引につきましては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、従業員賞与の支給実績を勘案した支給見込額を計上しております。

③製品保証引当金

当社が納入した製品の無償補修費用の支出に備えるため、無償補修費用を個別に見積り算出した額を計上しております。

④受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、翌事業年度以降の損失発生見込額を計上しております。

- ⑤退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法につきましては、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による按分額を費用処理しております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間（14～15年）による按分額を発生翌事業年度から費用処理しております。
- ⑥債務保証損失引当金 関係会社への債務保証等に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
- ⑦環境対策引当金 法令に基づいた有害物質の処理など、環境対策に係る支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用第30号 2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。
- (5) ヘッジ会計の方法
- ①ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
金利スワップにつきましては、特例処理の要件を満たす場合は、特例処理を採用しております。
また、為替予約が付されている外貨建営業債権債務につきましては、振当処理の要件を満たす場合は、振当処理を採用しております。
- ②ヘッジ手段・ヘッジ対象及びヘッジ方針 借入金の金利変動リスクを回避する目的で、金利スワップ取引を利用しております。
また、外貨建営業債権債務に係る為替相場の変動によるリスクを回避する目的で、為替予約取引を利用しております。
- ③ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ有効性の評価につきましては、原則として、ヘッジ開始時から有効性の判定時点までの期間におけるヘッジ対象及びヘッジ手段の相場変動累計を基礎として行っております。
ただし、特例処理によっている金利スワップ及び振当処理によっている為替予約につきましては、有効性の評価を省略しております。
- (6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- 退職給付に係る会計処理 退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクが有る項目は以下のとおりです。

工事契約に係る収益認識

①科目名及び当事業年度計上額

科目名	金額（百万円）
売上高	58,463
売上原価	42,612

②その他見積りの内容に関する理解に資する情報

工事契約に係る収益のうち、一定の期間にわたり充足される履行義務については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。履行義務の充足に係る進捗率の見積りの方法は、主として発生原価に基づくインプット法によっております。

また、工事原価総額の見積りは、工事实行予算を基礎としており、工事实行予算の適切な作成及び適時の見直しに関する判断は工事原価総額の見積りに重要な影響を生じさせる可能性があります。

これらの仮定は工事の進捗等に伴い変動する場合がありますため、その結果として工事契約に係る収益の測定に重要な影響を及ぼす可能性があります。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 109,316百万円

(2) 担保資産及び担保付債務

関係会社の金融機関の借入の担保として投資有価証券1百万円を差し入れております。

(3) 偶発債務

金融機関からの借入等に対し債務保証を行っております。

MEIDEN T&D (INDIA) LIMITED	3,219百万円
MEIDEN (HANGZHOU) DRIVE TECHNOLOGY CO., LTD.	1,986百万円
VIETSTAR MEIDEN CORPORATION	1,394百万円
TRIDELTA MEIDENSHA GmbH	1,283百万円
MEIDEN AMERICA SWITCHGEAR INC.	879百万円
MEIDEN INDIA PRIVATE LIMITED	8百万円
計	8,772百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権・債務

短期金銭債権	16,141百万円
長期金銭債権	2,138百万円
短期金銭債務	27,506百万円
長期金銭債務	－百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

売上高	22,501百万円
仕入高	39,220百万円
販売費及び一般管理費	2,036百万円
営業取引以外の取引高	14,394百万円

(2) 関係会社株式評価損

関係会社株式評価損は、MEIDEN (HANGZHOU) DRIVE TECHNOLOGY CO., LTD.及びElmodis Sp. z o.o.の株式に係る評価損であります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数

普通株式	163,577株
------	----------

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	1,812百万円
退職給付引当金	11,395百万円
関係会社株式等の評価減	5,880百万円
貸倒引当金繰入限度超過額	546百万円
棚卸資産評価減 及び受注損失引当金	925百万円
製品保証引当金	745百万円
環境対策引当金	10百万円
合併による土地評価差額	314百万円
その他	2,814百万円
繰延税金資産小計	24,444百万円
評価性引当額	△7,425百万円
繰延税金資産合計	17,018百万円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	△63百万円
その他有価証券評価差額金	△9,430百万円
退職給与負債調整勘定	△677百万円
その他	△4百万円
繰延税金負債合計	△10,174百万円
繰延税金資産の純額	6,844百万円

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権 等の所有 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額	科目	期末 残高
子会社	(株)明電エンジニアリング	東京都品川区	400	電気設備、機械器具、装置等の保守・点検サービス事業	(所有) 直接 100.0%	資金の預かり	資金の預かり利息の支払(注)	8,159 61	預り金	8,905
子会社	MEIDEN SINGAPORE PTE.LTD.	シンガポール	1,784	変圧器、配電盤、遮断器の製造・販売	(所有) 間接 100.0%	製品の販売	製品の販売	3,827	売掛金	3,691
子会社	MEIDEN T&D (INDIA) LIMITED	インド	2,024	電力用変圧器製造販売及び変電プロジェクト施工	(所有) 直接 99.99% 間接 0.01%	債務保証	債務保証	3,219	—	—
子会社	MEIDEN (HANGZHOU) DRIVE TECHNOLOGY CO., LTD.	中国	4,250	EV用モーター・インバーターの製造及び販売	(所有) 直接 100.0%	資金の貸付 債務保証	債務保証	3,970	短期貸付金 長期貸付金 貸倒引当金 債務保証損 失引当金	1,000 700 1,690 1,984

(注) 資金の預かりはCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）による取引であり、取引金額につきましては期中平均残高を記載しております。また、預り金の利率につきましては市場金利を勘案して合理的に決定しております。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 2,494円89銭

(2) 1株当たり当期純利益 311円07銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月25日

株式会社明電舎
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮木直哉
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 濱田環
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社明電舎の2025年4月1日から2026年3月31日までの第162期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上